

「生活環境主義」以降の環境社会学のために

松村 正治

(惠泉女学園大学)

1. 問題の所在——環境社会学の理論的停滞

環境社会学会のセミナーに出席するたびに、これまでこの分野を先導してきた研究者の間から、最近の学会の研究動向に不満の声が聞かれる。既存のパースペクティブを所与として、さまざまな事例を処理するだけの研究が縮小再生産されているというのである。こうした現況に対する不満は、『環境社会学会ニュースレター』32号（2003年11月1日）における編集委員会からの発題としても表れている。すなわち、「[これまで環境社会学は] 現実の環境問題に対して、鋭い分析的な切れ味を發揮してきたでしょうか。既存の概念、理論に安住した研究にとどまっているのでしょうか」。このように問いかけて、環境社会学会の設立10周年を機会に、「実証的な調査・研究の成果を踏まえつつ、今までの理論・概念を再検討し、新たな理論的展開を示すような論文を投稿いただきたい」と特集原稿を公募した⁽¹⁾。

この企画を組んだ当時の編集委員長・平岡義和は、それまでに『環境社会学研究』へ掲載された論文をレビューして、今後の展望を示している。平岡の整理によれば、既刊号の掲載論文は「一定の傾向性を帶びて」おり、「とりわけ目につくのが、コモンズ、入会地などに関する実証研究」であった。このことから、今後取り組まれるべき研究として、理論的な概念枠組みや視点の提示を試みた論考、計量的な実証研究、構築主義あるいはエスノメソドロジー的な研究、この3領域が挙げられた（平岡, 2004: 3）⁽²⁾。

このような一定の傾向が見られる理由は、2つあるようと思われる。1つは、日本の環境社会学の制度化が進んだことにより、良く言えば成熟した、悪く言えば活力を削がれたからであろう。多くの大学で環境社会学の講座が設けられ、『講座環境社会学（全5巻）』（有斐閣）や『シリーズ環境社会学（全6巻）』（新曜社）といった日本語による標準的なテキストが刊行され、若い研究者が定常的に生まれるようになった。こうした環境で育った研究者たちは、環境社会学会の設立に関わった第一世代と比較すると、先行研究をフォローするのに精一杯で、新しい理論や分析枠組みを創造しようというエネルギーが低下しているように見える。また、こうした動機付けも弱くなっているように思われる。すると、この問題を解消するためには、制度化される前の状況を思い起こし、現在に生かすことが求めることになる。

第一世代の研究者は、社会学、人類学、民俗学など、さまざまな知的バックグラウンドをもとにして環境問題を取り組んでいたため、多様な角度から対象へとアプローチしていった。こうした研究者がフィールドワークによって得られたデータをもとに考察を深めた結果、既存の

ディシプリンには見られなかった理論や方法を導くことができた。当時の学際的な状況を今に生かすのであれば、制度化された環境社会学の枠を越えて、隣接する諸科学へも目を向けていく必要があるだろう。特に環境社会学が社会学の一分野であるならば、さまざまな社会理論との接点をさらに見つけていくべきと思われる。実際、発題した平岡が示した方向性も同様であった。「環境問題自体、非常に広範な社会的背景のもとで生じている。フィールドと向き合い、調査データを解釈するには、既存の環境社会学的な研究だけではなく、そうした社会的背景を理解するための幅広い知識が必要とされる。……何よりも社会学自体の豊穣な学問的蓄積にもっと目を向けていいはずである」（平岡, 2004: 7）。

一方、日本の環境社会学に関して、平岡とは別の点に問題を投げかけたのが三浦耕吉郎である。すでに10年以上も前に三浦は、「環境問題の多様化がことなったアプローチを要請してきている一方で、それぞれの理論に共通する問題を議論する土俵までもがみうしなわれてしまっているのではないか」（三浦, 1995: 469）と懸念を表明した。これは、日本の環境社会学の制度化とは異なる問題を指し示している。つまり、第一世代がさまざまな方向からアプローチして成果が得られたものの、三浦によれば、それは「諸理論の競合」というよりも、理論間の棲み分け」であったという点である。

この疑念は、飯島伸子が「環境社会学研究の主要テーマ群の関係図式」（飯島, 1998: 3）を示したことにより、いっそう強化されたように思われる。飯島は、〈環境問題の社会学〉と〈環境共存の社会学〉という分類に、〈環境行動の社会学〉と〈環境意識・環境文化の社会学〉という分類をクロスさせて、環境社会学が包含する4つの研究対象領域を示した。この図式は、これまでの研究を見通す上では有効であるが、各領域間の関係性を考慮しなかったために、「理論間の棲み分け」を追認した結果になっている。また、堀川三郎による見通しのよいレビュー論文でも、4つのパースペクティブ——被害（一加害）構造論、受益圏・受苦圏論、生活環境主義、社会的ジレンマ論——を併記するにとどまり、それらの相互関係やほかの研究分野との関係性については触れられていない⁽³⁾（堀川, 1999）。

このように、日本の環境社会学の系譜をひもといても、そこにダイナミックな展開が見られない、あるいは見ようとしなかったので、研究領域やパースペクティブが併置されるだけであった。しかし、環境社会学内外の関係性に目を配れば、いくつもの「諸理論の競合」を促すことができる⁽⁴⁾。たとえば、受益圏・受苦圏論は、空間的な圏域を直接的に意味していないけれども、地理学との接続が十分に可能である。また、社会的ジレンマ論は、数理社会学で彌琢されてきたそれとは距離が大きく開いているが、両者を架橋できるはずである。そして何よりも、〈環境問題の社会学〉と〈環境共存の社会学〉という分類に対して、これを批判して、ダイナミックに書き換えることは可能だし、やらなければいけないだろう。たしかに、この二分法は便利に違いないのだが、このように分類すると、両者がまったく別の領域にあるように錯覚させてしまう。環境社会学が「人間を取り巻く自然的、物理的、科学的環境と人間集団や人間社会の諸々の相互関係に関する研究を行う学問領域」（飯島, [1995]2003: 4）と定義されるならば、研究対象を「人間－環境系」⁽⁵⁾というシステムとして把握することが必要である。そして、この関係論的な問題把握をベースに置いて、〈環境問題の社会学〉と〈環境共存の社会学〉とを統

合して分析する方法論が検討されるべきであろう。

さて、これまで日本の環境社会学が内向的かつ自足的であるという批判をみてきたので、そこから既存のパースペクティブを再考することが意味のある作業だと理解できるだろう。しかし、本稿でこの問題を全面的に深く検討する余裕はない。そこで、ここからは代表的な4つのパースペクティブのうちの1つ、生活環境主義に焦点を絞って議論していく。

すでに触れたように生活環境主義は、日本の環境社会学の中で一定の評価を得ているパースペクティブである。これに対する距離の取り方はさておき、もはやこれを無視して研究することはできないだろう。その生活環境主義を、なぜここで取り上げる必要があるのだろうか。この問い合わせへの回答としては、近年、生活環境主義と似たスタンスをとる学問領域が増えたことにより、独創性が薄れたようにみえる部分と、今でも魅力的に映る部分とがはっきりしてきたから、という理由を挙げておこう。つまり、生活環境主義が登場した頃は、隣接する学問領域との接点が乏しく、独り歩きしていた印象が強かったが、今ではともに同じ方向を目指して歩む隣人がいるので、その相違を分析することは理論的に意味があると考えたのである。

したがって本稿では、生活環境主義を批判的に分析し、ほかの理論や分析枠組みとの関係性を明らかにしていく。そして、生活環境主義以降の環境社会学に明解な展望を与えるために、これから開拓すべき領野を探っていくことにする。

2. 生活環境主義の公式見解

生活環境主義とは、滋賀県琵琶湖研究所の委託調査を実施した社会学者・人類学者のグループが、その研究を深化させ提起するにいたった理論的立場である。鳥越皓之や嘉田由紀子を中心とした研究グループは、これまで鳥越・嘉田編（1984）に始まり、鳥越編（1989, 1994）と、琵琶湖をフィールドとした研究成果を上げている。ここでは、生活環境主義について手早く理解するために、提唱者である鳥越が地域社会学のキーワード集に寄せた解説を引用しておく。

生活環境主義は欧米のモデルの焼き直しではなく、日本を中心としたフィールドのなかから生まれた。直接的には琵琶湖の総合開発紛争の現場が契機となったものである。この生活環境主義というパラダイムが生まれつつあった1970年代の後半から1980年代にかけては、環境問題解決のための主要な考え方として、ふたつがあった。ひとつが生態学の理論を借用したエコロジー論（エコシステムに視点を定めている）である。それは純粋の自然環境を保全することを究極の目的としていたので、「自然環境主義」ともいえる。もうひとつが近代技術（高度な浄水処理施設など）が問題を解決するという考え方で、近代技術に信をおいているため、「近代技術主義」と命名できる。（鳥越, 2000: 312）

生活環境主義が、近代技術主義と自然環境主義との対比から誕生したというお馴染みの主張が、ここでも述べられている。それでも確認しておきたいことは、生活環境主義が提唱された歴史的・空間的文脈についてである。つまり、生活環境主義とは、歴史的には1970年代から

80年代にかけて支配的だった既存のパラダイムに対抗して形成されたものであること、そして、空間的には琵琶湖でのフィールドワークにもとづいて提起されたパラダイムであること、この2点を押さえておきたい。

つぎに、生活環境主義の特長と備えている理論を整理しておく。これも少し長くなるが、鳥越自身による説明を引用しておく。

このパラダイム〔生活環境主義〕は、生活システム（生活を基本においた社会システム）の保全を機軸においているところに特色がある。生活システムとは生活資源（生活のための利用を前提としたさまざまな資源、たとえば土地や用水、公民館、年中行事、常識など）を基盤にして成り立つ社会システムのことである。

生活環境主義パラダイムは基本理論として、所有論、権力論（意思決定論）、組織論（主体性論）を用意している。所有論は、明治以降の近代法が土地の私有権を強固にみとめてきた事実がしばしば環境保全に対して負の機能をはたらいている現状認識から、論理だてられている。法律の分野での環境権の運動が十分な効果を示すことができない現況において、社会学の実証的な研究の蓄積の成果から「共同占有」という土地所有のあり方を示したのが、生活環境主義の所有論の特徴である。権力論（意思決定論）は、人びとが運動のなかで安易に自分の意見を変える事実を、素朴に否定的にとらえるのではなく、その仕組みを分析したところからでていて、グループ・メンバーが共有する正当性の論理としての「言い分」に注目している。組織論は、なにゆえに住民はあまりにもしばしば組織的分裂を生じさせてしまうのかという課題から、論理づけられたものである。生活環境主義は、「地域住民主体の把握無くして政策なし」という立場をとっている。そのために、かれらの個別の生活の経験や歴史の分析が重要な位置を占める。（鳥越, 2000: 313）

ここにも、よく知られた鳥越の主張が簡潔に述べられている。言葉を換えてまとめておくと、生活環境主義の基本姿勢とは、「当該社会に居住する人びとの生活の立場」（鳥越, 1989: 19）に立ち、生活システムの保全を重視することである。そして所有論としては、生活環境保全のための根拠を「共同占有権」に求めていること、権力論としては「人の心は分からないが人びとの心は分かる」（鳥越, 1989: 45）ので、人びとの「言い分」を把握するように努めることが強調される。

もちろん、生活環境主義は鳥越の立場とイコールではない。嘉田など他の研究グループのメンバーには、それぞれ独自の主張が認められる。しかし、生活環境主義という言葉にこだわり、このパラダイムを明解に主張できるほど深く考察してきたのは鳥越であるので、本稿では彼の論考を中心に検討してゆく。

3. 生活環境主義の独自性

生活環境主義に対しては、これまでにもさまざまな批判が繰り返されてきた。それらの中か

ら本稿では、批判のポイントが明確な論考をいくつか取り上げ、理論的な分析を進めていく⁽⁶⁾。順序としては、先に生活環境主義というパラダイム自体を批判的に検討してから、個別に所有論と権力論を取り上げ、組織論（主体性論）については、所有論を検討する際に言及する。

さて、これまでもっとも熱心に生活環境主義を批判してきたのは井上孝夫であろう。井上の批判は、鳥越の理論的立場に打撃を与えるようなものではなかったが、いくつかの論点を提示したという意味では貴重であった。

そもそも井上は、自然環境主義と近代技術主義と対比させるかたちで、生活環境主義者が自らの立場を主張することに不快感を示している。井上によれば、「現実には、人間の生活を視野に入れることのない自然環境主義や近代技術主義はほとんど存在しない」（井上, 2001: 106）。つまり、想定されている2つのパラダイムは現実的ではないから、それらに対抗してわざわざ生活環境主義を名乗る必要がないという。

もちろん、鳥越もこの点には気付いており、この2つのパラダイムを実体としてではなく、理念的に想定したと述べている⁽⁷⁾（鳥越, 1989: 11）。したがって重要なことは、こうした理念型が有効かどうかという性能についてである。つまり、環境問題に対する考え方について、これらのパラダイムをもって説明すると理解しやすくなるかどうかである。

ここで、生活環境主義が打ち出された1980年代前半の歴史的・空間的な文脈を思い起こそう。当時は、鳥越の理念的な想定が妥当と思われるほど、実際にこの2つの考えが広く共有されていたという社会的事実があった。そして、地域的な環境問題を論じる場合には、この2つの中からどちらかを選ぶという二項対立的な思考に傾きがちであった。このことは、「『自然環境主義』と『近代技術主義』というこれらふたつの主義が相互に力をもち、角逐しているのが現状である」（鳥越, 1989: 5）と当時の状況が語られていることからわかる。したがって、これらのパラダイムに抵抗するすべをもたなければ、生活システムの崩壊を招くという危機感がリアルにあったものと思われる。だからこそ、第3のパラダイムとして生活環境主義が提唱されたときは、それまでの狭い思考パターンを解放する力と明るさを持ち得たのであろう。

しかし、井上の批判を好意的に捉えるならば、このような説明だけでは不十分である。生活環境主義という理論的立場が表明されてから、すでに20年近くの時が流れしており、この間に環境問題に対する考え方は大きく変わった。しばしば、こうした変化の象徴とされるのが、1997年の河川法改正である。それまで、主として治水と利水を目的としていた河川法が、環境保全を視野に入れた河川管理を目的とするようになった。今となっては、生活環境主義者が対比的に示す頑迷な自然環境主義——原生的自然に最高の価値を与え、保存することで人為的影響を極力回避し、地域住民の生活を無視してまで自然の遷移に任せるのをよしとするような理論的立場——は、多くの自然保护運動において影響力を失っている。また、強硬な近代技術主義——近代技術の適用が結局は環境問題を解決するという理論的立場——も、今日では時代錯誤として映ってしまう。つまり、近年のこうした動向を踏まえれば、すでに生活環境主義の考え方は斬新ではなく、ことさら主張すべきことではない。現状を踏まえて井上がこう指摘したいのであれば、その主張を理解できなくはない。

環境問題の質に着目すると、1970年代から80年代にかけて「産業公害から都市・生活型公

害へ」、あるいは「公害問題から環境問題へ」と変わったことが指摘される⁽⁸⁾。環境問題の歴史をたどるとき、この変化は重要な転換であったことは間違いない。しかし、生活環境主義との関係からすると、むしろ1980年代から90年代に変化した質を重視した方がよいだろう。つまり、それまでの自然保護では、もっぱら原生自然を守ることに焦点が当てられていたものが、次第に里山などの二次的自然を保全することも含むように移り変わってきたことである。

二次的自然とは、人が定期的に手を加えることで更新・維持されてきた雑木林、水田、ため池、畑、草地などで、代表的には里山を構成する景観要素がこれに相当する。燃料革命以降、人が自然に手を入れなくなると遷移が進み、メダカやカタクリなど二次的自然に生息する生物が著しく減少した。こうした問題を改善するためには、理念的な自然環境主義や近代技術主義の考え方では役に立たない⁽⁹⁾。人が自然を敬して遠ざけるような自然環境主義を採用すれば、遷移がますます進行するだけで状況は悪化するだけだろうし、地域における人と自然との関係を無視して近代技術主義を採用しても、改善することは困難であろう。

そこで、こうした質の変化に呼応するように、環境（生態）民俗学、環境（生態）人類学、保全生態学、生態工学などの領域で研究が盛んになってきた。これらは、地域の自然とともにある／あった人々の生活の実態を調べ、持続的に身近な資源を利用してきた知恵と技術を学び、今後の環境保全に生かそうとしている。今日においては、かつて自然環境主義に立っていた保護活動家がマタギの民俗に関心を示し、かつて近代技術主義に立っていた技術系職員は近世の水制を設計するのだ。こうして、2つのパラダイムは次第に現実としては間隔が狭めながら、生活環境主義に近いスタンスをとるようになってきた。このため、生活環境主義の独自性は薄らいできているように思われる。

しかし、このことは悲観すべきことではなく、むしろ歓迎すべきことである。ようやく、生活環境主義と隣接する学問領域との相違を、本格的に分析する作業に取りかかることになったのだから。

4. 反啓蒙としての生活環境主義

自然環境主義と近代技術主義は、ともに地域住民の生活を考えるようになり、生活環境主義に近い立場へと近づいてきた。けれども、このことは生活環境主義が多方面で理解されるようになったことを意味しない。環境問題の質の変化に適応してきた結果として、以前よりも相互の距離が縮まったに過ぎないと思われる。

ここで重要なことは、認識論と政策論との区別である。生活環境主義と2つのパラダイムとの接近は、政策論に関して認められるのであって、認識論においては依然として大きな溝があると考えられる。この認識上の違いは、通常はあまり気にならないかもしれないが、深く検討してみると、原理的にこの差を埋めることができないことに気づくはずである。

1992年の地球環境サミット以降、持続可能な社会をめざすことが世界共通のアジェンダとなり、地域住民の生活と環境を守るという目標は最上位に位置づけられるようになった。一見すると、こうした理想論と生活環境主義は、近い位置にあるように思われるかもしれない。たし

かに、地域の自然と人が調和しているような理想的な場所を想定すると、違いが見えてこないだろう。「自然は大切だから守るべきである」（自然環境主義）とか、「人びとの生活は良くなるべきだ」（近代技術主義）という誰もが否定できない普遍的な規範が、ここでは実現されている。しかし、思想がその力強さを發揮するのは、クリティカルな局面においてである。つまり、抜き差しならぬ状況を想像したときに、どのように判断するのかというレベルまで考えられていなければ、理論的には貧弱であると言わざるをえない。

このような観点から、自然環境主義と近代技術主義をみると、これらがいかに政策論として生活環境主義に近いスタンスに立とうとしても、認識論としてはそれぞれ「自然を守ることは良い」ことであり、「優れた技術が人の役に立つ」ことを、普遍的な命題として残している。いや、このような記述はおかしいのであって、こうした近代的な理念を保持しているものとして、そもそも自然環境主義や近代技術主義は想定されている。だから、こうした価値観を手放さずに考えられるところまでが、この2つのパラダイムの適用範囲となる。

しかし生活環境主義は、それまで一般に信じられていた「常識を覆す」（鳥越 1997: 3）のである。フィールドとの出会いは、さまざまな驚きに満ちている。フィールドワーカーは、しばしば現場でうろたえ、自分の世界観が揺らぐことを経験するだろう。このとき、あくまでも啓蒙主義的な立場から従来の構図を当てはめて対象を分析しようとするのか、それとも対象に迫ることによって常識を覆されるのかが試される。そして、生活環境主義に立つ者は、既存の世界観が変容していくことを肯定しながら、新たな理論と方法を模索するだろう。まさに、生活環境主義は「フィールドワーカーが構成する理論」（鳥越 1989: 3）であり、あくまでも近代啓蒙の範疇にある自然環境主義と近代技術主義とは相容れないものである。

こうした研究者の立場を掘り崩しかねない反啓蒙性⁽¹⁰⁾は、生活環境主義に含まれる重要な特徴だと思われる。そして、その方向で掘り下げていくと、生活環境主義と多文化主義との重なる部分が見えてくる。つまり、それぞれの地域には固有の生活文化があるのだから、それに適した開発／保護があるはずだという主張に行きつく。ここに至ると、「自然を守ることは良い」ことで、「優れた技術が人の役に立つ」ことだという普遍的な言明は意味をなさなくなる。生活環境主義に立つと、こうした深度にまで達してしまう可能性を秘めているのだが、近代技術主義と自然環境主義は原理的にこの地点に進むことはできない（ように理念的に想定されている）⁽¹¹⁾。こうしたクリティカルな局面にいたる前の領域で、生活環境主義に近いスタンスを取っているのである。するとつぎには、生活環境主義のポジションについて議論しなければならない。

5. 生活環境主義のポジション

堀川三郎のように、生活環境主義が「そこに住む者の自己決定」を推奨していると読めば（堀川 1999: 217）、これは多文化主義と結びつきやすい性向を含むことになる。さらにその系として、環境正義運動へと接続する可能性も秘めている。だから、環境正義論で問題になるような「生活者の意思決定を絶対視することの困難」について、批判が現れるのは当然である⁽¹²⁾。

ところが、生活環境主義は「居住者の立場」に立つのではない。このポイントは注意が必要である。そうではなくて、「当該社会に居住する人々の生活の立場に立つ」（鳥越 1989: 19）と主張する。鳥越はつぎのように言う。「私は居住者の『生活の立場』から分析する考え方をもっており、それはそこに生活する『居住者の立場』と同意味ではない。これらはしばしば一致するものであるが、ときには異なることもある。私は居住者が『生活破壊』をときに選択することもあるとみなしており、そのばあい、私のいう生活環境主義の立場からは居住者（住民）批判となるだろう」（鳥越 1997: 26）。

この説明は、一読するとわかったような気分にさせられ、厳しい批判を逃れたようにみえる。しかし、だれが「生活」のあるべき姿を知り、「生活の立場」から分析できるのだろうか。また、かりに「生活の立場」に立てるとしても、今度は生活環境主義が強調するポジションの問題を再燃させてしまうだろう⁽¹³⁾。

この論点に関して、たとえば長谷川公一も、つぎのような問い合わせを発している。すなわち、農民Aは近代農法、Bは自然農法、Cは低農薬有機農法によって、それぞれ米を作っていると仮定し、これらをA近代技術主義、B自然環境主義、C生活環境主義と対応させる。このとき、実数としては農民Aが多いはずなのに、なぜ農民Cが生活環境主義的だと言えるのかと素朴に問い合わせている（長谷川, 1996）。この比喩はうまくないけれども、長谷川の批判的気分を汲み取ると、「居住者の立場」であれば近代技術主義をとるはずなのに、なぜ生活環境主義を唱えられるのか、という問い合わせに変換できよう。かりに、生活環境主義が何らかの方法によって「生活の立場」の本質を見きわめていて、そこから演繹的に人と自然との日常的な濃密なかかわりが恣意的に示されるというのであれば、実証的に批判することは不可能である⁽¹⁴⁾。

そもそも生活環境主義は、フィールドにおいて客観的な立場をとることができないという認識から出発している。それなのに、ここに示された見解では「生活の立場」という奇妙なポジションを許しており、長谷川のような批判を招く原因になっている。こうした立場から居住者を批判できるとしたら、その批判者は特権的な視点に立っているのではないだろうか⁽¹⁵⁾。

だからいっそのこと、居住者の立場に立つと宣言してしまえば、このパラダイムの主張が明確になるだろう。そうすれば、居住者が自らの生活環境をあえて破壊する選択をするときは、その行為を批判するのではなく、それほどまでに追い詰められたマクロ的な構造を把握すればよい⁽¹⁶⁾。

結局、テキストに内在して分析する限りでは、生活環境主義のポジションを定位することはできないが、居住者の自己決定をおおむね肯定的に捉えていることには違いない。それは、地域社会で生活する人びとに迫ることで発見した「それでも人は生活する」（古川 1999: 149）という命題として象徴的に表現される。こうした見方に対しては、「生活環境主義は、地域住民の生活保守主義を正当化する開発の別働隊の論理である」（古川 1999: 149）という批判が投げかけられているようだ。しかし鳥越は、「村を美しくする計画などない。良い村が自然と美しくなっていくのである」という柳田国男の言葉を引き、また、「自分たちの生活をキチンとしていくことが自分たちの美しい景色というか、景観を作る」（鳥越 2002: 27）と述べて、居住者の意思決定を尊重する。

こうした住民に対する信頼度の高さは、生活環境主義の特徴である。このように信頼できる根拠はどこから来るのだろうかと問いただすと、おそらくそれはフィールドワークでの経験によるものだと考えられる。なぜなら、生活環境主義がフィールドワーカーによって構成されたものであり、この理論的立場が生まれた歴史的・空間的な背景を振り返れば、こう考えるのが妥当だからである。

すると、つぎのような推察ができる。すなわち、生活環境主義者たちが琵琶湖をフィールドとして調査研究していた当時は、生活に埋め込まれた明示化されないシステム——これは、生活環境と自然環境の持続性を保障するものであった——を実証できたと思われる。このため、居住者の生活の立場に立つことが、多くの場合、環境の保全を意味したのであろう。つまり、生活環境主義とは、人と自然との間に幸福な関係が認められていた頃の、あるいは現存はしていないなくても聞き取り調査によって把握できた頃のフィールドワークから誕生したことになる⁽¹⁷⁾。すると、クリティカルな局面において、この理論的立場はどのように考えるのだろうか。生活環境主義の性能を見きわめるとき、この仮想実験は必要であろう。

ところが、この実験は試されていないように思われる。同じ生活環境主義に立つ人であっても、異なる見解が生じるかもしれない。「それでも人は生活する」という言葉に共感するならば、ときには生活環境を破壊してまでも生き抜こうとする人間の力強さを肯定するだろう。そこまで踏み込んで書かれたものが見当たらないので、ここから先は推測の域を出ないけれど、おそらく、この人間の生に対する肯定感が、生活環境主義のベースとなっているようと思われる。そして、この感覚がある限り、生活環境主義は、これに類似した研究領域と親和性があるようみえて、ユニークな理論的立場であり続けるだろう。

6. 生活環境主義における所有論——「共同占有権」をめぐる問い合わせ

ここまででは、生活環境主義というパラダイムについて、認識論と政策論を基軸に検討してきたが、ここからは、生活環境主義が備える所有論と権力論について検討していく。

まず、所有論について取り上げる。これに対しても井上孝夫が執拗に批判しているので、先に標的となった鳥越の論考を整理しておこう。

鳥越は最近の傾向として、「市民の主体性の名のもとに、地域住民による共同占有を強めている傾向が見られ」（鳥越 1997: 70）ていると述べ、その一例として神戸市都賀川の事例を取り上げた。この川では、流域の住民により結成された「都賀川を守ろう会」という組織が、汚濁・汚染された河川の浄化活動に積極的に関わっている。具体的には、定期的な河川清掃やごみの不法投棄防止を訴える広報活動、さらに、川を一時的にせき止めて子どもたちが水遊びできるプールを設置し、魚のつかみどり大会などの多様な活動を展開している。鳥越はこうした活動を紹介しながら、行政が都賀川に対して手を加えようとすると「都賀川を守ろう会」の承諾が必要となっていることに言及し、「この会が都賀川に対して強固な『共同占有権』をもてることになったのである」（鳥越 1997: 71）と記している。

井上は鳥越の論点を2つに整理する。1つは農村の共同占有権が都市部にも発見されること、

もう1つは住民の共同占有権の発動によって環境を保全できること、である。そして、前者については時代錯誤だとして斥け、後者に対しても「所有形態を示す形式概念で環境保全的であるか否かを判断することはできない」（井上 2001: 114）として否定する。以下では、井上が整理した順に、この批判について検討を加えたい。

今日の時代背景として、主体的参加を鼓舞する行政の姿勢があり、新しい公共性を担う主体としてNPOやボランティアが期待されているという現状がある（鳥越編, 2000）。このことから鳥越は、「地域社会において主体性を認めることは、結果として、住民に共同占有権を付与することにつながる」（鳥越, 1997: 68）としている。すると、ここで論点を2つ認めることができる。すなわち、(1) このようにして結果として住民に与えられる権利を「共同占有権」と呼んでよいのか、(2) 地域社会で期待されていない活動への主体的参加からは、「共同占有権」を与えられないのではないか、という2点である。

(1)について井上は、都賀川を管理する行政担当者への聞き取りをおこない、行政は「都賀川に住民が共同占有権をもっていることを認めていない」（井上, 2001: 134）ので、この権利は鳥越が独自に定義されたものであり、実践的な意義はないと批判している。しかし、鳥越からすれば、行政職員がこのように回答することを十分に承知しているだろう。その上で、あえて「共同占有権」という法律用語を持ち出すことによって、都賀川流域に実質的なルールがあるかのように関係者が振る舞っていることを記述してみせたのであろう。だから、この井上の批判は成立しているが、鳥越の理論的立場に影響を与えるものではないはずである。

(2)の論点は、鳥越の主体性論と関わる部分である。行政が「共同占有権」を与えるのは、公共の福祉を増進するという行政サービスの目的にかなうときである。だから、たとえば洪水を引き起こすために河川にダムを築くとしたならば、この反社会的な活動をおこなう組織に対して「共同占有権」は付与されない。したがって、土地への働きかけによって権利が生じるかのように、「共同占有権」を本源的な所有に絡めて論すべきではない⁽¹⁸⁾。社会システムが地域の問題を解消しようとする過程で、行政サービスの非効率性を補完するために、しかるべきところに適当な権利が与えられると把握すべきだろう。

こうした視点で(2)を検討すると、行政から付与される「共同占有権」は、いわゆる安上がりの労働力としてNPOやボランティアを効率的に動員するために利用されることも考えられる。この点については鳥越も議論の必要性を自覚しているようで、「住民は主体性をもてるのか」（鳥越 1997: 81）という問い合わせ立てて考察している⁽¹⁹⁾。けれども、主体性を共同管理に向けると有効に働くという事実を述べるにとどまり、直接的には回答をしていない。都賀川の事例に関して、井上が「住民運動は共同占有・自主管理を目標とするのではなく、既存の河川行政に対する批判勢力としてあった方がいい」（井上, 2001: 114）と述べているが、とりわけNPO・NGOなどが行政に対して批判的ポテンシャルを高め、草の根民主主義を拡げるべきと考えるならば、傾聴すべき主張である。

つぎに、井上が2番目に提出した論点、つまり、「共同占有権」の発動が環境保全に有益かどうかについて検討しよう。井上の指摘を待つまでもなく、共同占有という形態は、そのまま環境保全を帰結するわけではない。しかし、いたずらに環境を破壊するような活動をおこ

なう場合、その行為者には「共同占有権」が与えられないはずである。これは、先に述べたように、「共同占有権」の付与が社会的に決められることから、必然的に導き出せる。したがって、「共同占有権」が付与されたら、少なくともあからさまには環境を破壊しない行為者に対してであると言い換えることもできよう。だから結果として、この権利の発動は環境保全的であることが多くなる。

鳥越の議論に内在するとこのようになるが、実態はもっとシンプルに記述できるだろう。手入れが必要な公有地があり、その土地に働きかけて環境を維持・回復、創造しようとするボランタリーな人びとがいる。行政としては、その土地に愛着を持って管理してくれるところがあれば、しかも民間業者に委託するよりも安く請け負ってもらえるのならばなおさら、管理を任せようとする作用が働く。しかし、公有地を私的に利用することは許可できない。だから、こうしたボランティアによって責任ある団体が組織化されるとよい。そして、その団体が公益的な活動をおこなうと保証できるのであれば、行政はその団体による公有地の利用、ときには占用を認める。つまり、今日の公有地をめぐる行政と住民との関係では、鳥越が「共同占有権」と呼ぶようなものを行政から住民団体に与えていった方が、より社会的な福祉が高まるのである。端的にこの事実があるからこそ、住民団体による公有地の共同占有が拡がっているのだろう⁽²⁰⁾。

だから、「共同占有権」は環境を保全するために、与えたり与えられたりするものではない。住民団体が公有地の環境を保全しながら公共的な活動をおこなう場合、行政がこれを高く評価するから占有することを許可しているだけである。しかし、これは鳥越が指摘するとおり重要なことで、いったん住民団体の共同占有が許可されれば、その団体は関係者としてその土地の改変に対して影響力を持つことができる。これは、実定法で決まっているのではないが、現実の社会では、行政がこの住民団体の意向を無視して動くことは難しいだろう。おそらく鳥越は、こうした経験的事実を踏まえながら、確信犯的に「共同占有権」が付与されていると記述することで、実定法以外の慣習法のようなものが環境問題に影響することを示してみせたのである。

7. 生活環境主義の権力論——まとめに代えて

生活環境主義の権力論では、意思決定の際に形成される「言い分」（正当化の論理）を把握するという手法をとる。これは、なぜ地域住民はやすやすと意見を豹変させるのかという素朴な疑問から、人びとは自己の意識ではなく、「言い分」で動くことに気が付いたことから生まれた。

「言い分」は、個人の体験知、生活組織内の生活常識、生活組織外からもたらされる通俗道徳という3種類の「日常的な知識」を基盤にしている。このモデルはわかりやすいけれど、大きな難点を抱えているように思われる。それは、生活組織が固定化されていることを前提にして、このモデルができているために、きわめて静的なものとなっていることである。今日の地域社会では、生活組織が短い時間で大きく変化しやすいので、このモデルを適用しにくいのではないかと考えられる。したがって、こうした変動を射程に入れようとするならば、動的なモデルを考案することが求められよう。鬼頭秀一の「よそ者」論は、地元の人びとが「よそ者」

との共感に基づいた相互交流と相互変容というダイナミズムに着目しているので、この難点を乗りこえられる可能性を秘めているように思われる（鬼頭 1996）。

こうした問題はあるものの、「言い分」という水準において人びとの意思決定に迫る方法は、やはり有効であろう。ただし鳥越の言うように、「この『言い分』の本質や、変化の方向を知るためにには、各人や各組織体の『経験』にまで降り立って調査をしなければならないことはいうまでもない。ライフヒストリーの手法や、時間要因を入れた（歴史的）分析がここでは不可欠なものとなるのである」（鳥越 1989: 48）。この注釈は妥当であろうし、この部分に関してこそ、フィールドワークを実践する研究者たちが、もっとも威力を發揮するところだと思われる。

しかしながら、この「言い分」については、直観的にモデルが提示されており、十分なデータから経験的に得られたものとはなっていない。だから、この「言い分」をめぐる事例研究をおこなう余地は広く残されているように思われる⁽²¹⁾。

生活環境主義の理論と方法が、フィールドワーカーによって収集されたデータをもとに考案されたものであるならば、それらが生まれてきたプロセスを詳細に示すことが必要である。そのためには、フィールドノートに記したデータをもとに、問い合わせていく過程を明らかにすべきであるし、また聞き書き資料だけでなく、新聞記事や写真などのデータを立体的に示すことも求められる。そうした丁寧な手続きをとることによって、これまで生活環境主義に向けられてきたほとんどの批判に対して、経験的なデータをもとに討論することができるのである。

逆にこう問いかけてみよう。生活環境主義の理論や方法は、反証可能性を持っているのか。

注

- (1) 特集公募に応えて投稿したのは3本の原稿はどれも掲載できず、この企画は残念な結果に終わった。
- (2) 長谷川公一は、別な視角から最近の環境社会学会の動向を憂慮している。母国内で教育を受けただけで専門研究者になれるることは、「国際的文脈でみると、ある意味ではきわめて幸福な、むしろ特殊な事態である」。その「代償」として、グローバルな視野から眺めると、日本の環境社会学がどのような位置にあるのか、その存在が見えにくくなっている。長谷川は、こうした「内向き」なあり方に危機感を抱き、日本の環境社会学を世界に発信していくべきと訴えている（長谷川, 2006: 166）。この見解は正しいし、そのための方策を検討することも必要だろうが、ここでは主題から逸れるので、これ以上は議論しない。
- (3) 堀川三郎は、4つのパラダイムを横断的に展開する方法論として構築主義を取り上げている。しかし、堀川自身が構築主義による問題の立て方に与しないので、各パラダイムとの関係性について議論を掘り下げていない。
- (4) 三浦耕吉郎は、生活環境主義と社会的ジレンマ論とが、ともに背後仮説として功利主義的な人間モデルを想定していると指摘した（三浦, 1995）。また、長谷川計二も、生活環境主義（および中田実の地域共同管理論）と社会的ジレンマ研究に代表される数理的アプローチが、「ともに利用者としての地域住民自身が、いかにして自分たちの居住する地域を再編成し環境を保全していくかを問題とする」という点で探究の方向性は共有しているものと考えている（長谷川, 2000: 250）。実際、鳥越が示す「経験から特定の行為生成のプロセス」（鳥越, 1997: 32）の図式は、合理的選択理論が一般に想定する「動機→選好→選択→行為」のプロセスに類似している。ただし、今日の数理社会学においては、心理学からの影響の強

いこうしたモデルを批判し、従来の分析的アプローチによる社会的ジレンマ研究を解釈的アプローチへと展開すべきという主張もある（土場，2006）。

(5) 人類生態学者の大塚柳太郎をプロジェクト・リーダーとして、人類学者、社会学者、民俗学者などが集まり、「人間－環境系」を意識した研究成果が刊行されている（大塚ほか，2004）。このほか、Gerald G. Marten (2001) や Richard B. Norgaard (1994=2003) などにも、同様の問題把握の仕方が通底している。

(6) 本稿では取り上げないが、野田浩資 (1998)、宇井純 (1998)、磯部俊彦 (1999) といった鳥越皓之 (1997) に対する書評や、松村和則 (2004) などの論考もある。

(7) 嘉田由紀子は、河川管理における考え方が、生活環境主義の時代（1870 年代から 1950 年代）から、近代技術主義の時代（1950 年代から 1990 年代）、自然保護主義の出現（1990 年代から）へと歴史的に変化してきたことを説明し、それぞれの理念型として 3 つのパラダイムを抽出している（Kada, 2006）。

(8)もちろん、今日でも産業公害型の環境問題は無くなっていない。昨年亡くなった宇井純は、こうした事実を隠蔽するという理由で、「公害問題から環境問題へ」という解釈図式を拒絶していた。一方、堀川三郎は環境社会学的に公害・環境問題を扱った文献の数を集計し、1975 年を転換点として、「公害問題研究から環境問題研究へ」と転換してきたことを明らかにした。しかし、堀川は慎重に「公害問題研究に加えて環境問題研究も」という言葉でまとめている（堀川，1999）。

(9) 鬼頭秀一は、環境倫理・思想の系譜をたどりながら、人間と自然とを峻別する二分法の限界を指摘し、人間－自然系における社会的・経済的リンク、文化的・宗教的リンクのネットワークの総体を回復すべきと唱えた。そして、欧米由来の自然環境主義が、自然を保護する一方で「自然とのかかわり」を切断してしまうことを、白神山地をフィールドとして実証した（鬼頭，1996）。既存の環境倫理・思想に対する鬼頭の不満は、生活環境主義者たちが自然環境主義に対して抱いた不満を共有していると思われる。

(10) したがって、生活環境主義は近代合理主義を批判する保守主義とも近い距離にある。環境問題に関して生活環境主義に近いスタンスが広く採用されてきた理由は、ポストモダンとしての保守主義に活路を見いだそうとしているからであるようにも思われる。そして、このことは研究者自身にはあまり自覚されていないようである。広井良典による研究などもあるが、今日におけるエコロジーと保守主義との関係は、多方面から検討されるべきだろう（広井，2003）。

(11) 認識論においては越えられない溝があるものの、逆に政策論では 3 つのパラダイムともほとんど変わらない位置に収斂するだろう。なぜなら政策論は、人間－環境系というシステム上の問題を解消する解が、今のところ限られているという現実に規定されるからである。

(12) 環境正義が問われる 1 つの事例として、米国スカルバレイのゴーシュート部族が、やむなく核廃棄物の受け入れを表明したことがある。この意思決定にいたった経緯を踏まえれば、自己決定だからといって正しいと認めるることは困難である（石山，2004）。

(13) おそらく「生活の立場」とは、民俗学の常民を念頭に置いていると思われる。しかし、常民という概念も、柳田国男が最初に用いたときは山人に対する里人を意味していたものが、次第に平民・庶民を指すようになり、戦後はもっぱら民俗伝承を保持する人というように意味が変わっていった。このことからわかるように、常民も非常にあいまいな用語であり、誰が常民であるかを同定することは困難である。しかしながら、鳥越はこうした直観的とも言える概念を用いて分析することがある。さらに、経験的直観が正しく働く専門家がいる（鳥越氏自身のことか？）と考えているふしがある。これに対して、科学技術社会

論の藤垣裕子は、「専門知で答えられないところにも専門家の経験的直観を生かすべきという主張」として読み、科学的合理性と社会的合理性の境界問題として取り上げている（藤垣，2004）。

- (14) 三浦耕吉郎は、生活環境主義が「演繹理論に依拠して」おり、「経験的なデータによっては反論も批判もされえないし、また、修正されることもな」く、「理論的前提からはずれたデータをネグレクトし、理論に合致するデータのみが収集される」と批判している（三浦，2005：48）。また、同様の議論は民俗学の中でもあった。野本寛一がすすめる生態民俗学では、伝統的な技術や民俗のなかに環境保全的な要素を見いだし、そこから教訓を得ようとしている（野本，1994）。しかし、こうした研究のアプローチに対しては、人と自然との多様なかかわりを断片化しているという批判がある（篠原，1994）。
- (15) 先に述べたことの繰り返しになるが、もしそのような「生活の立場」を認識できるとするならば、近代技術主義や自然環境主義との理論上の差は消失するだろう
- (16) ただし、生活環境主義者ならば、マクロ的な権力構造を見渡せる客観的な立場はとれないと考えるに違いない。その場合は、政治家、行政職員、法曹家、メディア関係者など各ステークホルダーの立場に寄り添うという方法もあるが、それによってマクロな権力を分析できるかどうかあやしい。おそらく、生活者に論理があるのと同様に、それぞれのステークホルダーにも論理があることを示す結果になるだろう。古川彰は「生活環境主義にはマクロな権力批判の視座が欠落している」（古川，1999：150）と認めるが、「生活環境主義の原点は、こうしたマクロな権力批判の言説が、そこで生活を営む人々から乖離していくことへの違和感であった。生活者の論理のなかに潜む創造性や、彼らが意識化することなく築いてきた伝統の反逆性を、生活環境主義は意識的に強調してきた。それは明快で合理的な大理論は、それがいかにラディカルな批判理論であっても、近代の認識論の一変種であったことへの反省であった」（古川，1999：150）と述べる。このように、古川はマクロな構造を把握するよりも、生活者に寄り添ってみることを正当化している。また、鳥越によれば、生活環境主義に不足している部分があると批判するならば、補う必要を感じた人が順次付け加えてゆけばよいと考えられている（鳥越，1997：44-5）。鳥越に言わせれば、マクロな権力構造について問題意識を覚えた者は、それを研究すればよいということになるのだろう。三浦耕吉郎は「外部社会からの権力的介入にたいして、生活環境主義はあまりに無防備である」（三浦，1995：473）と指摘するが、鳥越の構えからすると、こうした批判もするりとかわされてしまうのだろうか。
- (17) 長谷川公一は、幸福な出会いによって「のどかで平和な日常生活世界論」に浸り過ぎているとみて、もっと政策志向を強くすべきであると批判する（長谷川，1996）。また、三浦ならば、幸福な関係に見とれて、〈環境利用における他者の排除〉の諸事例を議論の対象から除外してきたと批判するだろう（三浦，2005）。
- (18) 鳥越は、「所有を所有たらしめているのは、自己と他者という複数の人間のあいだの『社会関係』だ」（鳥越，1997：50）と正しく認識しているのだから、ジョン・ロック流に本源的に所有を議論するのではなく、関係論として論ずべきであろう。社会学として扱うのであれば、土地へ働きかけることによって権利を与えられるという正当性が、どのように社会的に与えられるかを分析すべきである。
- (19) 鳥越は、「封建的な社会が払拭されてはじめて人間の主体性が実現されるという一般的な考え方」に与せず、「人間は権力から押さえつけられると主体性をなくすという単純な存在ではないと理解する」（鳥越，1997：100）。この主体性とは、どういう意味であり、どのように捉えられる性質のものだろうか。大きな権力にささやかに抵抗したり、すかしてみたりすることを指すのだろうか。住民が主体性を発揮する

と良い社会になるのだろうか。ここでは詳述しないが、環境保全に向けた実践を念頭に置くならば、おそらく主体性を客観的に観測しようとしても生産的ではなく、「私が社会に対してベクトルを発している」という心理的な主観的感覚（主体感）を捉えることの方が重要であろう。

- (20) けっして、人びとのボランティア的な活動の意義を否定していない。今となっては都賀川のような事例は珍しくないが、公有地は公的な組織によって管理することが当然視されていた時代が長く続いていたので、最初に一部の住民にだけ利用を許可したときは、過去の経験から飛躍した決断が必要だったはずである。そういう場面では、住民であっても行政職員であっても、ボランティアによる積極的な動きがいつでも必要となっている。
- (21) 「言い分」の研究は、正当性／正統性をめぐる論理と接続できる。池田寛二による正当化 (justification) と正統化 (legitimization) の区別は、この「言い分」研究に生かせるだろう（池田, 2005）。

文献

- 土場学, 2006, 「社会的ジレンマ研究の社会学的展開へ向けて——分析的アプローチから解釈的アプローチへ」『社会学年報』35: 121-40.
- 藤垣裕子, 2004, 「科学技術社会論（STS）と環境社会学の接点」『環境社会学研究』10: 25-41.
- 古川影, 1999, 「環境の社会史研究の視点と方法——生活環境主義という方法」船橋晴俊・古川彰編『環境社会学入門——環境問題研究の理論と技法』文化書房博文社.
- 長谷川計二, 2000, 「環境・地域・数理的アプローチ——『生活環境主義』、『地域共同管理論』との対話へ向けて」『理論と方法』15(2): 249-260.
- 長谷川公一, 1996, 「書評 嘉田由紀子著『生活世界の環境学』」『ソシオロジ』41(2): 128-31.
- , 2006, 「環境社会学の国際発信に向けて—世界社会学会議と『環境と社会』研究委員会」『環境社会学研究』12: 165-77.
- 平岡義和, 2004, 「環境社会学の新たな展開に向けて—特集のことばにかえて」『環境社会学研究』10: 3-7.
- 広井良典, 2003, 『生命の政治学——福祉国家・エコロジー・生命倫理』岩波書店.
- 堀川三郎, 1999, 「戦後日本の社会学的環境問題研究の軌跡——環境社会学の制度化と今後の課題」『環境社会学研究』5: 211-23.
- 飯島伸子, [1995]2003, 『環境社会学のすすめ』丸善.
- , 1998, 「環境問題の歴史と環境社会学」船橋晴俊・飯島伸子編『講座社会学 12 環境』東京大学出版会: 1-42.
- 池田寛二, 2005, 「環境社会学における正義論の基本問題——環境正義の4類型」『環境社会学研究』11: 5-27.
- 井上孝夫, 2001, 『現代環境問題論——理論と方法の再定置のために』東信社.
- 石山徳子, 2004, 『米国先住民族と核廃棄物——環境正義をめぐる闘争』明石書房.
- 磯部俊彦, 1999, 「書評 鳥越皓之著『環境社会学の理論と実践』」『村落社会研究』5(2): 59-60.
- 嘉田由紀子, 1995, 『生活世界の環境学——琵琶湖からのメッセージ』農山漁村文化協会.

「生活環境主義」以降の環境社会学のために（松村）

- Kada, Yukiko, 2006, "Three Paradigms behind River Governance in Japan: Modern Technicism, Nature Conservationism and Life Environmentalism," *International Journal of Japanese Sociology*, 15: 40-54.
- Marten, Gerald G., 2001, *Human Ecology: Basic Concepts for Sustainable Development*: Earthscan.
- 松村和則, 2005, 「ムラとともに環境創造を考える——実践としての生活環境主義再考」日本村落研究学会編『消費される農村——ポスト生産主義下の「新たな農村問題』』(『年報 村落社会研究』41) 農山漁村文化協会: 203-20.
- 三浦耕吉郎, 1995, 「環境の定義と規範化の力——奈良県の食肉流通センター建設問題と環境表象の生成」『社会学評論』45: 469-85.
- , 2005, 「環境のヘゲモニーと構造的差別——大阪空港『不法占拠』問題の歴史にふれて」『環境社会学研究』11: 39-51.
- Norgaard, Richard B., 1994, *Development Betrayed: The end of Progress and a Coevolutionary Revisioning of the Future*: Routledge. (=2003, 竹内憲司訳『裏切られた発展——進歩の終わりと未来への共進化ビジョン』勁草書房。)
- 篠原徹, 1994, 「環境民俗学の可能性」『日本民俗学』200: 111-25.
- 鬼頭秀一, 1996, 『自然保護を問い合わせ——環境倫理とネットワーク』筑摩書房.
- 野田浩資, 1998, 「書評 鳥越皓之著『環境社会学の理論と実践』」『ソシオロジ』43(1): 166-9.
- 野本寛一, 1994, 『共生のフォークロア——民俗の環境思想』青土社.
- 鳥越皓之, 1997, 『環境社会学の理論と実践——生活環境主義の立場から』有斐閣.
- , 2000, 「生活環境主義」地域社会学会編『キーワード 地域社会学』ハーベスト社: 312-3.
- , 2002, 『柳田民俗学のフィロソフィー』東京大学出版会.
- 鳥越皓之編, 1989, 『環境問題の社会理論——生活環境主義の立場から』お茶の水書房.
- , 1994, 『試みとしての環境民俗学——琵琶湖のフィールドから』.
- , 2000, 『シリーズ環境社会学 一 環境ボランティア・NPO の社会学』新曜社.
- 鳥越皓之・嘉田由紀子編, 1984, 『水と人の環境史——琵琶湖報告書』お茶の水書房.
- 大塚柳太郎・篠原徹・松井健編, 2004, 『島の生活世界と開発 4 生活世界からみる新たな人間—環境系』東京大学出版会.
- 宇井純, 1998, 「書評 鳥越皓之著『環境社会学の理論と実践』」『環境と公害』27(4): 70.

付記 本稿は、2002年9月21日に法政大学で開催された「環境社会学会関東地区2002年度第3回研究例会」において、生活環境主義をテーマに報告した内容を、当日の討議を踏まえて大幅に修正したものである。討論者であった荒川康氏をはじめ、議論に参加してくださった方々に感謝申しあげる。

日本及びアジア・太平洋地域における環境問題と

環境問題の理論と調査史の総合的研究

2003-2006 年度科学研究費補助金

基盤研究 (B・1) 研究成果報告書

発行日 2007年3月20日

研究代表者 帆足 養右

編集 船橋晴俊・平岡義和・平林祐子・藤川賢

発行 明治学院大学社会学部藤川賢研究室

〒108-8636 東京都港区白金台 1-2-37

TEL 03-5421-5343

印刷 進藤企画事務所

〒157-0062 東京都世田谷区南烏山 6-29-2-403
